

学生対象法律講座 開催要領

1. 講義内容

悪質商法（マルチ商法、デート商法、キャッチセールスなど）
クレジットカードや多重債務、自己破産について
基本的な契約の知識
携帯電話・スマートフォン・インターネットのトラブル
など

これらのテーマを組み合わせて講義を行います。

このテーマについて特に強調してほしい、等ご要望を打ち合わせで確認した上、実施致します。（上記のテーマの例から大きくはずれるものについては対応いたしかねますのでご了承ください）

2. 講義形式

全学年一斉、学年一斉、クラス毎、その他ご希望の形式での講義が可能です。1時間以内の講義を予定しています。

3. 費用 無料

ただし、レジュメや資料を授業で使用するときは、人数分の印刷をお願いしています。

4. 注意事項・原則1校につき年1回の開催としています。

- ・講師の都合で日時の変更をお願いすることもあります。
- ・講師の選定、打ち合わせや資料の準備に時間が必要となりますので、開催から2か月前には申し込みをいただきますようお願いいたします。講座開催直前のお申し込みには対応しかねますのでお断りすることもございます。ご了承ください。

5. お申し込み・お問い合わせ先

岡山県司法書士会事務局

〒700-0023 岡山市北区駅前町2-2-12

TEL：086-226-0470

FAX：086-225-9004

岡山県司法書士会 事務局 宛

平成 年 月 日

開催申込書

当校は、「学生対象法律講座」の開催を次のとおり申し込みます。

所在地 (〒 -)

ふりがな
学校名ふりがな
担当教諭名

電話 () - Fax () -

メール (必須)

◆講座希望日時 (開催時間は1時間以内でお願いします)

(第1希望) 平成 年 月 日 曜日
午前・午後 時 分～ 時 分 (計 分)(第2希望) 平成 年 月 日 曜日
午前・午後 時 分～ 時 分 (計 分)◆希望テーマ 例：悪質商法 (マルチ商法、デート商法、スマホトラブルなど)
(これは一例です。別紙「学生対象法律講座 開催要領」を参照して、
ご希望のテーマを記入して下さい。)

◆希望場所 教室 視聴覚室 講堂 (体育館) その他 ()

◆希望講座形式 ・全学年一斉 約_____名対象
及び対象者 ・学年一斉 約_____名対象 (1年生・2年生・3年生)
・クラス毎 約_____名対象 _____クラス
(1年生・2年生・3年生)
・その他

☆対象者が3年生の場合、進路の大体の人数を教えてください。

進学予定者 () 名 就職予定者 () 名

岡山県司法書士会事務局 電話 086-226-0470

Fax 086-225-9004

学生対象法律講座開催に関するQ & A

※ 当会では、高校、特別支援学校、専門学校等で法律講座を実施していますが、Q & Aでは受講生を一律「生徒（達）」とさせていただきます。

Q 1 法律の学習なんて生徒達に必要ですか？

A 法律の学習といっても、現代社会や家庭科のカリキュラムの一端とも言える身近な法律の学習です。消費者教育の一端としても勉強になる内容です。

Q 2 そのような学習が、生徒達の役に立ちますか？

A 社会には、巻き込まれたら大変な悪質商法被害など法律にまつわるトラブルが多数あります。この講座で実際にトラブルの解決にあたっている講師（司法書士）の生の声を聞いて学習することは有意義です。

Q 3 講義の内容について、こちらから希望できるのでしょうか？

A 講義のテーマについては別紙の「開催要領」を参照にしてください。可能な限りご希望に沿うように対処をさせていただいております。また事前に担当の先生と打ち合わせを行い、講義の充実に努めています。

Q 4 実際にトラブルに巻き込まれたときの対処方法を教えてもらえるのですか？

A ご希望により生徒自らが対処できる方法について講義しますし、また適切な専門家や専門機関に相談することが大切なので、講義の中でも具体的な相談先をご紹介します。

Q 5 講義内容は難しくないですか、生徒達が退屈しませんか？

A 身近な法律の勉強を、マンガ入りのテキストやパワーポイント等を使って行いますので難しくありません。六法全書の勉強をする訳ではありませんのでご安心ください。

また、事前の打ち合わせで、生徒達の事を一番良く知って下さっている先生と時間配分や内容を検討することにより、各学校に合った講義を心がけています。

Q 6 講義に来ていただける講師は、どのような講師でしょうか？

A 当会で、法律講座の講師として登録している司法書士の中から、地域、講義内容等を考え適切な人選をし、講師派遣をします。

Q 7 講座開催には、講師料等費用はかかりますか？

A 当会宛てにお申し込みいただいた場合は、この法律講座は当会の公益活動の一環としての活動ですので、原則講師料はいただいておりません。（生徒への配布資料の印刷は負担をいただいています）

Q 8 法律講座を申し込んだ場合、具体的には、当日の講座開催までの流れはどのようなものでしょうか？

A 当会で講師の決定→担当講師より担当の先生に連絡→事前打ち合わせ（当日の講義内容について打ち合わせを行う）→当日講義開催という流れで講義を開催しています。

Q 9 講義は、どのような形で行われるのですか？

A 1学年全体講義、クラス単位等、可能な範囲でご要望をお聞きします。
但し、講座が重なった場合など、講義数や授業形式について調整をお願いする場合があります。また、視聴覚教室やマイクの利用をお願いする場合等がございます。具体的には、担当講師と事前に詳細な打ち合わせをしていただくこととなります。

Q10 教材など学校が用意する必要はありますか？

A マンガ、レジュメ、クイズ、資料集など、こちらの教材をご利用いただけますが、生徒配布資料については、生徒人数分のコピーをお願いして当日までにご準備いただく場合があります。

ご不明な点は、下記事務局までお願い致します。

お問い合わせ先

〒700-0023 岡山市北区駅前町2-2-12

岡山県司法書士会事務局

TEL 086-226-0470

FAX 086-225-9004